

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の保険給付関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

平成29年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに内閣府・総務省令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第2、42項並びに内閣府・総務省令第2条、第25条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、42、43項並びに内閣府・総務省令第1条、第25条 ※別表第二の第43項に係る主務省令は未公布
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康対策課
②所属長	健康対策課長 岡本健司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康対策課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-5536

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]